

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

地域福祉コーディネーター業務委託事業

## 2 契約相手方

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会 会長 吉田 正則

## 3 随意契約理由

東淀川区において、平成 29 年・30 年の 2 年間、総合的な支援体制の充実事業「つながる場」のモデル実施を行ってきた。また、平成 31 年度からは「支援会議」も組織し、支援につながっていない住民をいち早く発見し、適切な支援につなげられるよう地域も含めた関係機関での情報共有の場も設けるなど、「地域の気づき」が一層重要になってきている。

以上のことから、令和 2 年度より各地域において、支援の担い手となり得る住民による地域福祉コーディネーターを配置することで、地域における様々な生活課題を抱えた住民の相談への対応、緊急時の一時的な援助、また福祉の制度につなぐ役割を果たし、現在、東淀川区社会福祉協議会に所属している保健・福祉・医療に関する専門的知識と経験を有するコミュニティソーシャルワーカーとが連携して切れ目のない支援体制の構築をめざしている。

本事業は、地域を基盤にした支援の取り組みであるので、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政と地域と連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができる中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

本事業を推進するにあたっては、社会福祉法 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として大阪市においては準行政機関に位置づけられ、東淀川区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有し、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体である、社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会に業務委託することが妥当である。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（電話 06-4809-9864）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

## 3 随意契約理由

本業務は、区民に広く区政・市政情報を周知する区の広報紙（市政情報含む）を発行するにあたり、区の特色や特性を生かした親しみのある読みやすい紙面づくりをめざし、広報紙等の編集業務の実績のある民間業者の専門的な技術を活用するため、業務委託する。なお、本事業は、より分かりやすく区民に情報を提供するほか、読み手にとって必要な情報をより読み手の目に入るような工夫が必要なため、紙面の編集・デザイン能力が不可欠であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社インターブレーンの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社インターブレーンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所 総務課（広報・広聴相談・総合企画）（電話番号：06-4809-9863）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 専門的家庭訪問支援事業の延長事業業務委託

### 2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

### 3 随意契約理由

本事業は、こども青少年局所管事業の「専門的家庭訪問支援事業」について、助産師派遣期間を3か月児健康診査以降から1歳まで拡充することにより、養育者が地域子育て支援サービス等へつながり、子育ての仲間づくりや情報交換が行えるよう支援し、セルフケア能力が高まり育児に対する自信や楽しさを感じられるようきめ細やかな支援を行っていくことにより、子どもの健全な育成や児童虐待を未然に防止することを目的としている。

望まない妊娠等で出産後も育児困難が予想される妊婦や、出産後間もない時期に様々な理由で養育困難な家庭に対して、3か月児健康診査まではこども青少年局の委託先が訪問派遣し、育児に関する問題点を総合的に把握し、相談及び育児支援を行い、子どもの健全な育成を図るとともに、子育てに関する知識の提供や悩みの相談をとおして養育者の育児負担の軽減や養育力を引き出している。3か月児健康診査以降、訪問事業者が変更になった場合、それまでに築かれていた信頼関係はいったん白紙となり、再度新たな訪問事業者との間で関係を構築していかなければならず、利用者にとっては精神的に大きな負担となる。また、育児等に強い不安をもつ養育者にとっては、訪問事業者変更による訪問内容の違いが些細であったとしても、そこから不信感を抱き、当区と利用者との信頼関係が損なわれ、東淀川区として独自に訪問支援の延長をしても、期待する効果が得られない。

このように本事業の性質を鑑み、育児困難感を感じる家庭への支援については、3か月児健康診査以降も、こども青少年局が委託している事業者による継続実施が有効であると考えます。

こども青少年局は、平成26年度「専門的家庭訪問支援事業」の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、一般社団法人大阪府助産師会を選定。平成27から29年度においては、平成26年度に引き続き公募型プロポーザルにより、同事業者を選定し、信頼関係の構築や利用者の精神的負担の軽減等の継続性・専門性の観点から複数年での契約更新を行ってきた。平成30年度からは、一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結し、令和5年度も引き続き同事業者と特名随意契約を締結する予定である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当区においても一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結した。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健企画・健康相談）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度小中学校へのゲストティーチャー派遣事業（いのちと性の教育）業務委託

## 2 契約の相手方

NPO法人 女性と子育て支援グループ・pokkapoka

## 3 随意契約理由

本業務は、小・中学生に対して、生命の尊さや自分と他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成するための教育を行うことにより、自尊感情の向上を図り、児童虐待を未然に防止することを目的としている。

自尊感情の向上や心身の健やかな成長を保つための教育等は、「自分のからだ」や「周囲の環境」「社会における他者との関係」を意識し始める思春期初期（小学4年生～6年生頃）以降に実施することが効果的であるとされている。また、本業務は妊娠や携帯電話によるトラブルやいじめなどの発生が低年齢化しているため、東淀川区内の小学4年生～6年生のうち学校が指定する学年と中学1～3年生を対象に、小中学校へゲストティーチャー（講師）を派遣し、「いのちと性の教育」をテーマに授業を実施するものであり、高度な専門性と地域連携に係る幅広いノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、NPO法人 女性と子育て支援グループ・pokkapokaの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、NPO法人 女性と子育て支援グループ・pokkapokaと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健企画・健康相談）（電話番号 06-4809-9882）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度 鑑賞教育事業に係る業務委託

## 2 契約の相手方

特定非営利活動法人ローゼンビート

## 3 随意契約理由

本事業は、高度な専門性とノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果特定非営利活動法人ローゼンビートの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人ローゼンビートと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）（電話番号 06-4809-9807）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度 小中学校へのゲストティーチャー派遣事業（情報モラル教育）に係る業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

## 3 随意契約理由

高度な専門性とノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ジェイコムウエストが契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ジェイコムウエストと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）（電話番号 06-4809-9807）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5・6・7年度ひがよどなごみ勉強会事業業務委託

## 2 契約の相手方

特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ

## 3 随意契約理由

本業務は、生活困窮状態にある世帯の小学5年～高校3年生等を対象に居場所を提供して、自尊感情を高め、自己肯定感の向上に取り組み、学習支援を行い、進学を実現し、中退を防止する基礎的な学力を形成することで、貧困の連鎖を解消することを目的とするものであり、①中退を防止する基礎的な学力を形成するための学習支援に関するスキル、②子どもの自尊感情を育成し、意欲喚起を促す「居場所」として機能させるための専門的な知識、③学習を支援するサポーター等を募って勉強会を運営するノウハウ、これらを持ち合わせたうえに内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、価格の多寡ではなく、上記を含めた質の高い業務の遂行を図ることが必要であるため、学習支援技術力、運営能力及び子どもの育成力等を適正に審査し、業務内容に適した事業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等により構成する選定委員会において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（地域福祉相談）（電話番号 06-4809-9929）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度東淀川区子育てサービス利用者支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本業務では、子育て家庭が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう利用者のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用者支援等を行うため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う必要がある。本業務の委託にかかる契約手法については、事業趣旨の理解と専門性・実績等を適正に審査し、事業内容に適した事業者の選定を行う必要があるため、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、よりよい企画力と技術力をもった事業者に委託する公募型プロポーザル方式により契約を行うこととした。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）（電話番号 06-4809-9854）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

統一地方選挙に係るタクシー借上

## 2 契約相手方

株式会社国際興業大阪

## 3 特名随意契約理由

選挙執行事務におけるタクシー借上については、各投票所の投票用紙及び管理者・立会人送致等に必要となるため、一時に相当のタクシー台数を確保できなければならない。

上記事業者においては、近隣の営業所も合わせると相当数の認可車両を保有しており、加えて東淀川区内に営業所を有していることから区内の地理や交通事情に明るいため、選挙時の速やかな送致が可能となる。また、東淀川区内に営業所を有している他の事業者にも確認したところ、選挙におけるタクシー借上に対応し得る台数を確保できないとの回答もあったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、上記事業者と特名随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号

## 5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（06-4809-9941）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社 ケース

## 3 随意契約理由

自転車放置禁止区域である淡路駅周辺においては、鉄道利用者及び周辺商業施設利用者のものであると思われる放置自転車が多くあり、救急車等の緊急車両の通行の妨げや障がいのある方や高齢者等の通行の妨げとなっている。

これらの自転車利用者は、鉄道事業及び商業施設（企業）において、地域経済と密接な関係にあり、地域住民・商業施設（企業）・鉄道事業者・行政等が協働で地域の課題として自転車対策に取り組む必要がある。

このため「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和63年条例第31号）第3条に基づき、自転車問題の解消に向けて、駅周辺等に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぐために、地域の実態に応じた自転車対策として、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を令和3年11月に設立し、令和4年度から事業を開始したところである。

地域住民等が主体となる「協議会」を効果的・円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりを促進することを目的とし、その業務内容及び目的が競争入札に適さないものであり、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、専門性、技術力等を適正に審査し、業務委託内容に適した事業者の選定を行う必要があり、公募型プロポーザル方式にて選定を行った。

選定委員会において意見を聴取した結果、有限会社ケースが最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所 地域課（安全まちづくり） （電話番号 06-4809-9819）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度 新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業

## 2 契約の相手方

株式会社 都市空間研究所

## 3 随意契約理由

高度な専門性とノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社都市空間研究所が契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社都市空間研究所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所 地域課（安全まちづくり） （電話番号 06-4809-9820）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

国産木材を活用した大阪市東淀川区役所庁舎整備業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社乃村工藝社

## 3 随意契約理由

本業務は、東淀川区役所の来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすい区役所づくりの実現のため、森林環境譲与税を活用し、国産木材を使用した庁舎の木質化・木製什器を導入することで、庁舎利用者にとって魅力ある木質化空間を創出し、本業務の実施によりSDGsの達成に貢献することを目的とする。

業務の性質上、事業者のもつ経験、技術力、企画力が必要となるため、その性質及び目的が競争入札に適さず、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社乃村工藝社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社乃村工藝社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（電話番号 06-4809-9941）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

東淀川区役所中央監視設備予防保全機器更新

## 2 契約相手方

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

## 3 特名随意契約理由

本件は東淀川区役所に設置している中央監視設備の機器更新を行うものである。当該機器については、すべてパナソニック EW エンジニアリング株式会社が製造した製品であり、今回の機器更新を実施するにあたっては同社を通じてのみ入手可能な純正製品並びに機器に関する知識が必要である。

本契約を実施するにあたっては、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、東淀川区役所の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（06-4809-9941）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

国産木材を活用した大阪市東淀川区役所庁舎整備業務（追加整備業務）

## 2 契約相手方

株式会社乃村工藝社

## 3 特名随意契約理由

本契約は、「国産木材を活用した大阪市東淀川区役所庁舎整備業務」（以下「当初整備業務」という。）の実施にあたって、当区の事情により新たに発生した整備部分について、追加整備業務として契約するものである。

上記事業者とは、令和5年5月22日付けで公告した当初整備業務の公募型プロポーザルにおいて、学識経験者等で構成する選定会議の意見を聴取した結果、評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結している。業務の実施にあたり、上記事業者との協議により整備内容を確定させていく工程の中で、主に以下の業務が追加が必要となった。

1点目は、塗装工事及び造作工事の追加である。掲示板の設置場所において、壁面の劣化が激しく、加えて既存掲示板や階数サインを撤去した場合、ペンキ剥がれ等の撤去跡が残ることも懸念された。また、その他同様にポスターの剥がし跡等の劣化が激しい部分が庁舎内各所にあり、床面等を改修することにより結果的に既存劣化部分が顕著になることも憂慮され、現状のままでは事業目的である「庁舎利用者にとって魅力ある木質化空間の創出」の妨げとなるため、意匠に合わせた塗装を施すものである。また、総合案内の壁面においても、掲示板設置壁面と同様に壁の劣化が見られるが、当該箇所においては壁面に電気配線があるため、塗装ではなくふかし壁の造作工事を行うことで、壁面の配線整理も行いつつ魅力向上を図る。

2点目は、床面工事個所の追加である。当初整備業務において1階一部分の床面工事が提案されていたが、1階廊下部分の施工は含まれていなかった。廊下の床面についても劣化が激しく、将来的に工事を行うことを考えても、今回施工部分との境界が不自然になることが予想されるため、廊下部分についても一体的に施工を行うこととする。また、2階待合スペースについても同様に床面が劣化しており、加えて令和5年10月に実施された外部コンサルティング委託業者による現場モニタリング報告においても、2階待合スペース内にベビーカーの置き場所を求める意見があったため、1階同様に床面工事を行い、ベビーカーや車いすの居場所を床面に表示することで待合スペースの空間整理を図るものである。

3点目は、2階待合フロア入口付近の空間整備である。当初整備業務において、当該部分の整備は含まれてはいなかったため、当区からの要望事項として、業務全体の設計内容の整理を行うことで、当初整備業務の整備対象として含めることができないか上記事業者と協議してきたところである。しかしながら、当該箇所の整備を実施すると経費が不足することから当初整備業務の整備対象に含める

ことは困難となった。当区としては待合スペースの入口付近において掲示板を設置することで、ポスターの掲示場所を整理することができ、来庁者が情報を受け取りやすくなるとともに、待合スペースの空間整理ができること、また保健福祉課総合案内カウンターにおいても1階同様待合スペースの顔となる部分であり、2階窓口を訪れる来庁者にとって等しく目に触れる場所であることから、これらの整備を新たに実施することとしたものである。

4点目は、フロアガイド整備業務の追加である。これについても3点目と同様に協議を行ったが、経費が不足することから当初整備業務の整備対象に含めることは困難となった。当区としては、フロアガイドは多くの人が注視する部分であるため、当該部分を木質化することで木の良さをより伝えることができ、当初整備業務でも掲げているSDGsの達成にさらに貢献できることから、新たに整備することとしたものである。

これら追加整備業務は、来庁者にとってより魅力のある木質化空間を創出することが共通の目的であり、1点目の塗装工事については、既存の掲示板を撤去した直後のタイミングでしか実施できず、その他壁面についても掲示板壁面塗装と別途業務として発注した場合に比べて、設計費・施工費等の経費の節減、工期の短縮などで有利になることが期待でき、さらに意匠的な一体性を確保することができる。また、造作工事については当該箇所の施工後のサインの壁面設置工事と施工責任の一連性を担保しなければならない。このことから、当初整備業務の事業者が施工を行う必要がある。2点目から4点目についても、上記事業者に履行させた場合、当初整備業務の追加整備業務としての実施となることから、それぞれを別途業務として発注した場合に比べて、設計費・施工費等の経費の節減、工期の短縮などで有利になることが期待でき、さらに、意匠的な一体性を確保できるという観点からも有利と認められる。こうした点を踏まえ、上記事業者に当初整備業務の追加整備業務として別途契約を行った際の業務実施の可否について確認したところ、実施可能との回答を得た。

以上のことから、本案件は当初整備業務の契約相手方である上記事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約を締結する。

なお、当初整備業務と本契約の設計・施工内容及び見積金額については、一定妥当であることを選定会議において確認している。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

#### 5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（06-4809-9941）